

第2章

社会保険労務士について

1. 社会保険労務士制度の沿革（概要）
2. 登録状況
3. 紛争解決手続代理業務試験の状況
4. 社会保険労務士試験の状況

1 社会保険労務士制度の沿革（概要）

I. 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、昭和 43 年 6 月 3 日に制定公布され、同年 12 月 2 日に施行された社会保険労務士法に基づく国家資格者である。

社会保険労務士制度は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とするものであり、社会保険労務士は、労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法など、国民の生活と企業の事業運営に密接に関わる労働社会保険諸法令に精通した身近な専門家として、全国約 43,000 人が活躍している。

II. 社会保険労務士制度の誕生

■ 戦後の産業・経済の著しい発展による社会的ニーズの向上

戦後の復興期に合わせて日本の雇用・労働体制が確立されるとともに、社会保障制度の整備が急ピッチで進められた。これに伴い、多様化した中小企業の労務管理への対応及び社会保険に関する事務処理に専門的な知識・経験が必要とされるようになり、これらの事務を専門的に行う職業として誕生した。

■ 団体設立に向けた機運の高まり

一方で、これらの代行業務を請け負うにあたって著しく高額な報酬を求めたり、あるいは労働争議に不当に介入する者が現れ、「業界団体を結成し、自主的な規律の確立と資質の向上を図るべき」という機運が高まるようになった。こうした流れを受け、「労務管理士」「社会保険労務士法」が誕生した。

■ 社会保険労務士法の制定

その後、「労務管理士」と「社会保険士」は広く認知され、社会における重要度も増していくことになった。そのような動きを受け、両制度を併せて法制化する動きが活発となり、昭和 43 年 6 月 3 日に「社会保険労務士法」が公布され、同年 12 月 2 日に施行された。

■ 「都道府県社会保険労務士会」・「全国社会保険労務士会連合会」の設置

法制定当時は、(社)日本労務管理士協会、(社)日本社会保険士会を中心に、複数の団体が併存していたが、昭和 53 年 5 月、第一次社労士法改正が行われ、法定団体として、都道府県ごとの「社会保険労務士会」が設置されるとともに、連合組織として「全国社会保険労務士会連合会」が設置された。

Ⅲ. 社会保険労務士法改正経緯

社会保険労務士法は、昭和53年の第1次法改正、昭和56年の第2次法改正、昭和61年の第3次法改正、平成5年の第4次法改正、平成10年の第5次法改正、平成14年の第6次法改正、平成17年の第7次法改正及び平成26年の第8次法改正を経て、今日に至っている。

Ⅳ. これまでの社会保険労務士法改正の概要

第1次法改正	
昭和53年5月20日公布 昭和53年9月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 提出代行業務の追加 社労士会の設立等 連合会の設立等 社労士会及び連合会の行政機関への協力
第2次法改正	
昭和56年6月2日公布 昭和57年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 社労士の職責の明確化 提出代行事務の範囲の拡大 申請等に関する付記の制度の新設 社労士となる資格の要件の整備 団体登録制への移行 懲戒、罰則規定等の整備 社労士会及び連合会の事務の範囲の拡大等
第3次法改正	
昭和61年5月23日公布 昭和61年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 事務代理の新設 勤務社労士に関する規定の整備 研修受講等の努力義務化
第4次法改正	
平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 職務内容の明確化 登録即入会制への移行
第5次法改正	
平成10年5月6日公布 平成10年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士試験の試験事務の連合会への委託等 事務代理等の範囲の拡大等
第6次法改正	
平成14年11月27日公布 平成15年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> あっせん代理業務の追加等 社労士試験の受験資格の緩和 登録事項の整備等 懲戒事由の通知に関する規定の追加等 社労士の権利及び義務に関する規定の整備 社労士法人制度の創設 社労士会及び連合会の会則の記載事項の整備 法人制度設立に伴う罰則の整備
第7次法改正	
平成17年6月17日公布 平成18年3月1日及び 平成19年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決手続代理業務の拡大 紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験 労働争議不介入規定（法第23条）の削除 社労士法人に関する規定の整備
第8次法改正	
平成26年11月21日公布 平成27年4月1日及び 平成28年1月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の上限額の引き上げ 補佐人制度の創設 社員が1人の社労士法人の設立に関する規定の整備

2

登録状況

I. 全国の社会保険労務士の登録者数の推移

平成2年3月31日時点で17,433人であった社労士の登録者数は、毎年確実に増加しており、令和2年3月31日現在の登録者数は、42,887人である。

平成19年度からは新たに「特定社会保険労務士」の制度が設けられ、こちらも毎年確実に増加しており、令和2年3月31日現在の登録者数は、13,447人である。

また、平成14年の社労士法改正により、平成15年から社労士法人の設立が認められ、さらに平成26年の同法改正により平成28年から社員が一人の社労士法人の設立が認められた。令和2年3月31日現在で1,934法人（うち、社員が一人の社労士法人は767法人）が登録されている。

年度末登録者数の推移

(単位：人)

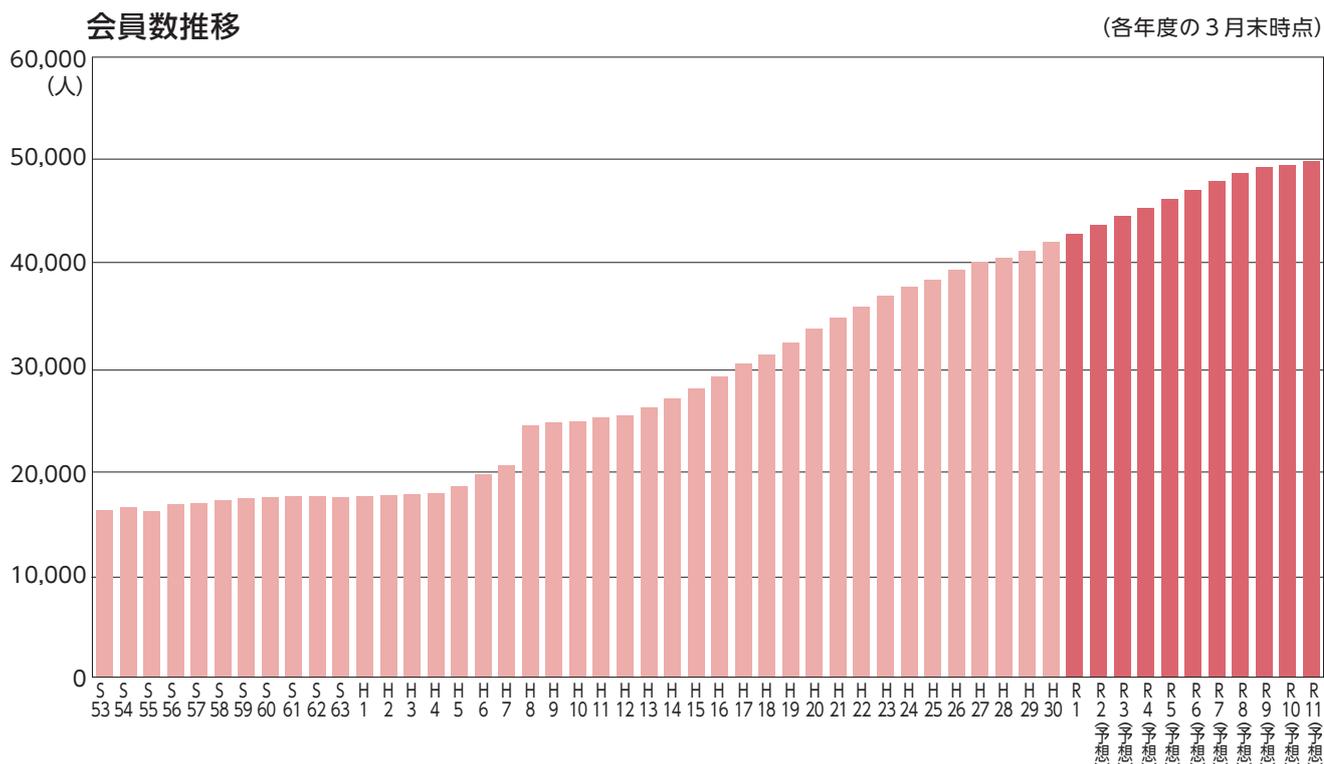
年度	開業	法人の社員	勤務等	合計	前年度比
H21	20,992 (5,915)	740 (269)	13,000 (1,340)	34,732 (7,524)	+1,061(1,082)
H22	21,527 (6,561)	891 (326)	13,383 (1,622)	35,801 (8,509)	+1,069(985)
H23	21,983 (7,029)	984 (394)	13,883 (1,813)	36,850 (9,236)	+1,049(727)
H24	22,469 (7,605)	1,086 (446)	14,229 (2,040)	37,784 (10,091)	+934(855)
H25	22,815 (7,980)	1,211 (529)	14,419 (2,244)	38,445 (10,753)	+661(662)
H26	23,241 (8,352)	1,359 (607)	14,731 (2,422)	39,331 (11,381)	+886(628)
H27	23,480 (8,552)	1,648 (759)	14,982 (2,575)	40,110 (11,886)	+779(505)
H28	23,573 (8,732)	1,955 (908)	15,007 (2,705)	40,535 (12,345)	+425(459)
H29	23,725 (8,909)	2,241 (1,153)	15,221 (2,739)	41,187 (12,801)	+652(456)
H30	23,962 (9,007)	2,491 (1,276)	15,603 (2,836)	42,056 (13,119)	+869(318)
R1	24,158 (9,116)	2,759 (1,401)	15,790 (2,930)	42,887 (13,447)	+831(328)

※（ ）内は特定社会保険労務士数

年度末法人会員数の推移

(各年度の3月末時点)

年度	入会法人数	解散・廃止	法人会員数
H21	61	11	410
H22	95	16	489
H23	71	18	542
H24	95	38	599
H25	73	12	660
H26	115	23	752
H27	220	12	960
H28	284	18	1,226
H29	277	32	1,471
H30	266	29	1,708
R1	260	34	1,934



II. 全国の社会保険労務士の年齢別・男女別構成

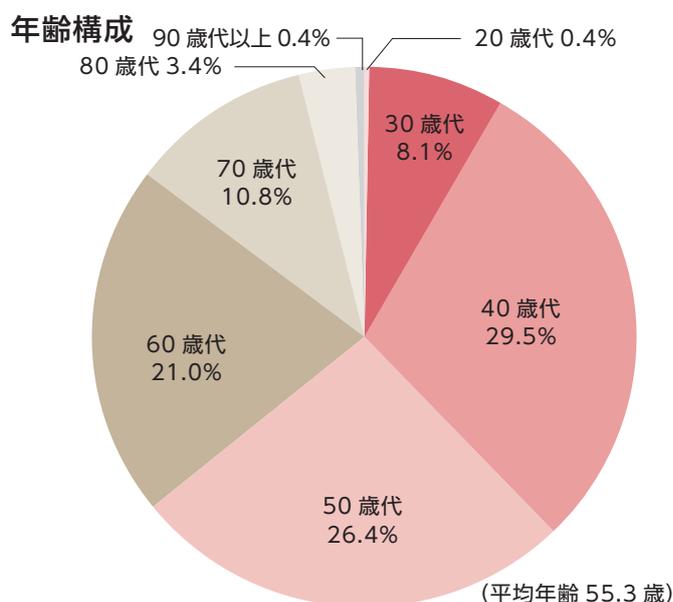
令和2年3月31日現在の登録者の年齢別構成は、20歳代(0.4%)、30歳代(8.1%)、40歳代(29.5%)、50歳代(26.4%)、60歳代(21.0%)、70歳代(10.8%)、80歳代(3.4%)、90歳代以上(0.4%)となっており、40歳代の割合が最も多く、50歳代、60歳代と続いている。平均年齢は55.3歳、最年少は24歳、最年長が99歳となっている。

また、令和2年3月31日(令和元年度末)現在の男女別構成は、男性が68.7%、女性が31.3%となっている。

年度末登録者数の男女比の推移

年度	登録者数	男性	女性
H21	34,732	25,656(73.9%)	9,076(26.1%)
H22	35,801	26,312(73.5%)	9,489(26.5%)
H23	36,850	26,863(72.9%)	9,987(27.1%)
H24	37,784	27,401(72.5%)	10,383(27.5%)
H25	38,445	27,655(71.9%)	10,790(28.1%)
H26	39,331	28,056(71.3%)	11,275(28.7%)
H27	40,110	28,337(70.6%)	11,773(29.4%)
H28	40,535	28,562(70.5%)	11,973(29.5%)
H29	41,187	28,790(69.9%)	12,397(30.1%)
H30	42,056	29,146(69.3%)	12,910(30.7%)
R1	42,887	29,473(68.7%)	13,414(31.3%)

※ () 内は登録者に占める割合を表す。



個人会員数推移

(単位：人)

	H22			H23			H24			H25			H26		
	開業	勤務等	計												
1 北海道	812	275	1,087	832	280	1,112	855	274	1,129	866	281	1,147	903	291	1,194
2 青森	167	38	205	160	38	198	160	42	202	159	41	200	164	39	203
3 岩手	121	50	171	129	44	173	128	42	170	132	43	175	134	46	180
4 宮城	315	113	428	325	135	460	331	149	480	347	156	503	362	156	518
5 秋田	129	42	171	128	41	169	129	40	169	129	38	167	135	37	172
6 山形	143	51	194	143	47	190	148	45	193	155	45	200	161	48	209
7 福島	229	49	278	233	53	286	245	54	299	255	54	309	260	50	310
8 茨城	332	94	426	351	105	456	353	106	459	358	109	467	360	116	476
9 栃木	269	46	315	272	51	323	283	58	341	281	59	340	287	54	341
10 群馬	349	191	540	345	205	550	346	210	556	352	212	564	354	219	573
11 埼玉	1,202	561	1,763	1,229	563	1,792	1,260	550	1,810	1,277	540	1,817	1,290	557	1,847
12 千葉	953	368	1,321	965	393	1,358	975	419	1,394	998	418	1,416	1,003	434	1,437
13 東京	3,939	4,573	8,512	4,031	4,742	8,773	4,175	4,875	9,050	4,278	4,938	9,216	4,431	5,060	9,491
14 神奈川	1,452	773	2,225	1,502	805	2,307	1,543	831	2,374	1,568	871	2,439	1,594	901	2,495
15 新潟	355	161	516	365	163	528	368	170	538	369	165	534	375	156	531
16 富山	158	97	255	163	99	262	169	97	266	172	101	273	180	94	274
17 石川	196	88	284	201	97	298	203	98	301	210	98	308	216	96	312
18 福井	173	65	238	181	62	243	183	62	245	190	67	257	189	68	257
19 山梨	135	27	162	132	32	164	141	28	169	145	28	173	145	29	174
20 長野	395	214	609	412	202	614	419	202	621	424	189	613	428	192	620
21 岐阜	320	197	517	326	201	527	340	204	544	356	200	556	363	208	571
22 静岡	656	279	935	667	296	963	669	297	966	687	296	983	706	301	1,007
23 愛知	1,444	766	2,210	1,472	816	2,288	1,519	841	2,360	1,554	839	2,393	1,590	866	2,456
24 三重	235	123	358	241	130	371	254	117	371	266	116	382	266	125	391
25 滋賀	204	125	329	214	126	340	219	129	348	223	140	363	229	141	370
26 京都	602	209	811	617	212	829	620	221	841	612	238	850	616	245	861
27 大阪	1,959	1,692	3,651	1,998	1,743	3,741	2,060	1,794	3,854	2,090	1,803	3,893	2,152	1,807	3,959
28 兵庫	1,012	433	1,445	1,051	456	1,507	1,074	485	1,559	1,081	502	1,583	1,093	525	1,618
29 奈良	205	86	291	220	79	299	224	89	313	237	91	328	234	93	327
30 和歌山	172	63	235	179	69	248	179	74	253	183	70	253	184	69	253
31 鳥取	86	35	121	86	37	123	87	45	132	90	47	137	90	42	132
32 島根	81	41	122	86	44	130	90	41	131	88	39	127	90	39	129
33 岡山	262	184	446	267	182	449	279	182	461	294	177	471	305	173	478
34 広島	610	134	744	616	140	756	627	147	774	636	156	792	649	143	792
35 山口	191	91	282	195	88	283	199	82	281	197	88	285	205	81	286
36 徳島	117	38	155	120	37	157	123	37	160	119	41	160	118	48	166
37 香川	201	70	271	208	72	280	211	76	287	213	65	278	212	74	286
38 愛媛	250	77	327	258	79	337	261	74	335	269	64	333	268	70	338
39 高知	106	60	166	104	61	165	102	62	164	105	66	171	107	66	173
40 福岡	783	419	1,202	805	433	1,238	850	441	1,291	883	477	1,360	933	485	1,418
41 佐賀	98	35	133	99	43	142	97	40	137	103	34	137	102	35	137
42 長崎	97	62	159	100	61	161	101	60	161	98	57	155	100	62	162
43 熊本	282	70	352	286	88	374	290	90	380	295	95	390	296	109	405
44 大分	166	54	220	175	57	232	171	61	232	177	66	243	180	66	246
45 宮崎	152	38	190	151	40	191	155	47	202	157	48	205	164	55	219
46 鹿児島	207	73	280	222	80	302	230	87	317	232	93	325	253	105	358
47 沖縄	96	53	149	105	56	161	110	54	164	116	58	174	124	55	179
合計	22,418	13,383	35,801	22,967	13,883	36,850	23,555	14,229	37,784	24,026	14,419	38,445	24,600	14,731	39,331

※開業は法人の社員を含む。

個人会員数推移

(単位：人)

	H27			H28			H29			H30			R1		
	開業	勤務等	計												
1 北海道	914	298	1,212	909	301	1,210	901	303	1,204	916	332	1,248	923	336	1,259
2 青森	158	40	198	158	40	198	162	45	207	164	46	210	161	49	210
3 岩手	131	49	180	138	53	191	143	57	200	148	58	206	151	54	205
4 宮城	374	156	530	376	158	534	380	159	539	382	166	548	393	171	564
5 秋田	137	34	171	139	34	173	139	34	173	139	36	175	141	32	173
6 山形	170	48	218	171	42	213	176	48	224	182	47	229	179	46	225
7 福島	265	51	316	257	59	316	270	57	327	276	57	333	284	49	333
8 茨城	383	107	490	379	114	493	382	108	490	387	116	503	390	118	508
9 栃木	291	57	348	289	57	346	290	62	352	286	65	351	289	61	350
10 群馬	366	219	585	363	222	585	376	210	586	387	199	586	386	197	583
11 埼玉	1,310	557	1,867	1,319	551	1,870	1,318	550	1,868	1,336	570	1,906	1,355	586	1,941
12 千葉	1,028	423	1,451	1,047	431	1,478	1,075	423	1,498	1,085	455	1,540	1,109	457	1,566
13 東京	4,534	5,218	9,752	4,679	5,294	9,973	4,824	5,435	10,259	4,941	5,621	10,562	5,084	5,769	10,853
14 神奈川	1,644	879	2,523	1,656	889	2,545	1,666	911	2,577	1,713	931	2,644	1,738	955	2,693
15 新潟	374	150	524	382	144	526	383	139	522	389	145	534	383	150	533
16 富山	185	99	284	184	102	286	190	99	289	199	97	296	203	99	302
17 石川	216	101	317	212	104	316	216	100	316	214	103	317	215	107	322
18 福井	188	72	260	194	62	256	195	63	258	190	65	255	199	60	259
19 山梨	146	32	178	145	30	175	148	29	177	148	30	178	147	33	180
20 長野	428	202	630	432	201	633	431	198	629	432	200	632	432	191	623
21 岐阜	367	209	576	367	206	573	367	210	577	367	217	584	367	222	589
22 静岡	702	316	1,018	710	311	1,021	712	314	1,026	722	305	1,027	738	310	1,048
23 愛知	1,634	877	2,511	1,649	900	2,549	1,658	941	2,599	1,695	936	2,631	1,724	976	2,700
24 三重	272	129	401	273	135	408	281	135	416	281	137	418	294	137	431
25 滋賀	229	133	362	239	128	367	247	114	361	256	116	372	260	121	381
26 京都	626	251	877	625	255	880	633	250	883	633	252	885	657	254	911
27 大阪	2,227	1,826	4,053	2,307	1,783	4,090	2,381	1,798	4,179	2,434	1,830	4,264	2,461	1,903	4,364
28 兵庫	1,115	513	1,628	1,148	487	1,635	1,173	490	1,663	1,202	496	1,698	1,201	519	1,720
29 奈良	230	97	327	223	92	315	224	91	315	225	95	320	236	98	334
30 和歌山	184	69	253	180	71	251	182	70	252	186	64	250	190	62	252
31 鳥取	89	41	130	97	36	133	106	31	137	109	28	137	104	35	139
32 島根	96	37	133	92	37	129	92	34	126	91	35	126	93	38	131
33 岡山	316	174	490	317	173	490	322	188	510	334	190	524	340	189	529
34 広島	661	140	801	663	131	794	660	144	804	666	149	815	678	154	832
35 山口	207	89	296	218	86	304	223	83	306	221	89	310	225	84	309
36 徳島	125	48	173	132	45	177	135	45	180	136	48	184	138	46	184
37 香川	207	76	283	207	78	285	209	75	284	209	75	284	212	78	290
38 愛媛	283	70	353	288	71	359	289	75	364	288	75	363	291	69	360
39 高知	109	66	175	110	68	178	111	72	183	112	74	186	114	69	183
40 福岡	967	498	1,465	994	506	1,500	1,011	506	1,517	1,047	524	1,571	1,081	547	1,628
41 佐賀	103	36	139	102	30	132	108	35	143	108	33	141	113	33	146
42 長崎	104	68	172	105	65	170	105	66	171	109	67	176	116	65	181
43 熊本	298	129	427	303	123	426	316	128	444	321	130	451	323	135	458
44 大分	178	73	251	180	74	254	184	75	259	189	77	266	191	75	266
45 宮崎	168	57	225	170	55	225	170	49	219	185	44	229	188	46	234
46 鹿児島	263	107	370	269	112	381	264	117	381	272	126	398	276	133	409
47 沖縄	126	61	187	131	61	192	138	55	193	141	52	193	144	52	196
合計	25,128	14,982	40,110	25,528	15,007	40,535	25,966	15,221	41,187	26,453	15,603	42,056	26,917	15,970	42,887

※開業は法人の社員を含む。

3 紛争解決手続代理業務試験の状況

I. 特別研修

第7次社労士法改正によって、新たに紛争解決手続代理業務を行うことができるようになった。当該業務を行うには、それに必要な学識及び実務能力に関する研修である「特別研修」を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格後、社労士の登録に付記を受けることが義務付けられた。

特別研修は、平成18年度から47都道府県会において実施されている。講義、グループ研修、ゼミナールの3つの方式で構成し、研修の総時間数は63.5時間とされた。

1. 中央発信講義（30.5時間）

個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関する研修として、憲法を基本とする法体系の中で、個別労働関係法の制度及び理論を理解し、また、個別労働関係紛争解決手続代理業務における倫理を確立するため、以下の科目について講義を行う。

①特定社会保険労務士の果たす役割と職責 ②専門家の責任と倫理 ③憲法（基本的人権に係るもの） ④民法（契約法、不法行為法の基本法則に係るもの） ⑤労使関係法 ⑥労働契約・労働条件 ⑦個別労働関係法制に関する専門知識 ⑧個別労働関係紛争解決制度

2. グループ研修（18時間）

個別労働関係紛争における書面（申請書及び答弁書）の作成に関する研修として、特定社会保険労務士がリーダーとなり、受講者が10人程度のグループを構成して行う研修。ゼミナールで行うケース・スタディーを中心に、申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

3. ゼミナール（15時間）

代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、個別労働関係紛争の解決のための手続に関する研修を行う。ケース・スタディーを中心に申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れる。

受講者数等の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受講者数	1,223人	1,151人	1,063人	857人	838人	881人	686人	602人	672人	649人
修了者数	1,188人	1,123人	1,032人	837人	824人	855人	662人	585人	649人	624人
修了率	97.14%	97.57%	97.08%	97.67%	98.33%	97.05%	96.50%	97.18%	96.58%	96.15%

Ⅱ. 紛争解決手続代理業務試験

紛争解決手続代理業務試験は、社労士法（昭和43年法律第89号）第13条の3第1項の規定に基づいて実施されるものである。平成18年度に年2回試験を実施した以外は、年1回の実施であり、令和元年度までの総受験者数は、25,322人、総合格者数は、16,642人、平均合格率は65.72%となっている。

1. 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移（過去10年）

紛争解決手続代理業務試験の受験資格は、社労士であり、かつ、連合会が実施する特別研修の修了者（修了見込者を含む）であるため、年度による受験申込者数の大幅な増減は見られないが、平成29年度以降は概ね900人台で推移している。試験地については、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の12試験地で実施してきたが、受験申込者数が安定してきたこともあり、平成28年度から試験地を7か所に統合し、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県とした。

受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受験申込者数	1,664人	1,707人	1,458人	1,299人	1,164人	1,211人	1,060人	932人	959人	935人
受験者数	1,628人	1,675人	1,428人	1,270人	1,139人	1,175人	1,019人	890人	911人	905人
合格者数	880人	1,145人	861人	837人	710人	656人	647人	510人	567人	490人
合格率	54.05%	68.36%	60.29%	65.91%	62.34%	55.83%	63.49%	57.30%	62.24%	54.14%

2. 合格者の年齢別構成、男女比構成（過去10年）

合格者の年齢別構成については、過去10年において30歳代、40歳代が全体の60%強を占めている。次いで50歳代が約20%、60歳以上が11%～15%で推移している。また、合格者の男女比については、過去10年において概ね男性が約60%、女性が約40%となっている。

合格者の年齢別構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
20歳代	2.0%	2.6%	2.7%	2.0%	2.7%	1.8%	1.8%	2.5%	1.6%	1.6%
30歳代	32.2%	31.9%	28.8%	28.3%	28.7%	26.8%	24.4%	20.6%	21.5%	24.1%
40歳代	34.7%	32.4%	31.8%	35.0%	32.3%	33.1%	42.2%	37.5%	39.2%	40.8%
50歳代	19.5%	19.2%	21.4%	20.8%	22.8%	23.5%	20.6%	24.7%	25.4%	19.8%
60歳以上	11.6%	13.9%	15.3%	13.9%	13.5%	14.8%	11.0%	14.7%	12.3%	13.7%

合格者の男女別構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男	64.0%	68.3%	65.2%	64.3%	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%
女	36.0%	31.7%	34.8%	35.7%	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%

4 社会保険労務士試験の状況

I . 社会保険労務士試験の実施

連合会は、平成 12 年度社会保険労務士試験（以下「社労士試験」という。）から厚生労働省の委託を受け、社労士試験事務（合否判定に係る事務を除く）を行っている。主な試験事務は、試験当日の会場運営、試験会場の決定から受験案内の作製・配布、受験申込書の受付、受験票の交付、合格証書の交付など広範囲にわたる。

また、平成 12 年度の受託当時は、北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の 18 試験地での実施であったが、受験者の増加に伴い、平成 14 年度社労士試験から岡山県を試験地に加え、19 試験地として実施している。

II . 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

平成 12 年度に受託して最初の受験申込者数は、50,689 人であった。その後、毎年増加を続け、平成 22 年度には過去最高となる 70,648 人の受験申込みがあった。

しかし、平成 22 年度をピークにその後減少傾向が続き、平成 28 年度は 51,953 人、平成 29 年度には 5 万人を割り 49,902 人となり、その後、令和 2 年度までほぼ横ばい状態となった。

合格率は、平成 22 年度から平成 26 年度は 5 ～ 9% 台で推移していたが、平成 27 年度は、2.6% となり過去最も低い合格率となった。平成 29 年度以降は、6% 台で推移している。

受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受験申込者数	70,648人	67,662人	66,782人	63,640人	57,199人	52,612人	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人
受験者数	55,445人	53,392人	51,960人	49,292人	44,546人	40,712人	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人
合格者数	4,790人	3,855人	3,650人	2,666人	4,156人	1,051人	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人
合格率	8.6%	7.2%	7.0%	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%

III . 合格者の年齢別構成

合格者の年齢別構成については、直近において 30 歳代、40 歳代が全体の約 6 割を占めている。20 歳代については、平成 22 年度の 15.6% をピークに微減となり、令和 2 年度は 12.3% となった。一方、50 歳代は、平成 22 年度以降微増となり、令和 2 年度は 18.7% となった。

合格者の年齢別構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
20歳代	15.6%	13.2%	12.1%	11.8%	11.1%	9.6%	9.1%	10.0%	9.2%	8.2%	12.3%
30歳代	42.8%	40.2%	41.5%	40.7%	35.8%	32.5%	31.4%	30.7%	29.5%	33.1%	30.1%
40歳代	23.0%	24.1%	26.8%	28.5%	28.5%	30.9%	32.3%	31.2%	32.8%	31.5%	30.1%
50歳代	12.8%	15.8%	14.0%	13.3%	17.9%	18.0%	18.8%	19.6%	19.2%	18.8%	18.7%
60歳以上	5.8%	6.8%	5.6%	5.7%	6.7%	9.0%	8.4%	8.5%	9.3%	8.4%	8.8%
最年少者	20歳	20歳	20歳	19歳	20歳	21歳	20歳	17歳	20歳	20歳	20歳
最高齢者	77歳	76歳	77歳	76歳	79歳	77歳	79歳	74歳	84歳	75歳	78歳

IV . 合格者の職業別構成

合格者の職業別構成については、会社員が半数以上を占めている。直近では、会社員のほか、公務員、団体の職員、自営業、役員が大半を占めている。一方、学生の割合が比較的少ないことから、若年層への動機づけが急務であると考えられる。

合格者の職業別構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
会社員	52.0%	51.3%	53.0%	53.3%	55.3%	51.3%	54.9%	59.1%	57.4%	58.9%	58.4%
公務員	5.1%	7.9%	6.4%	5.4%	6.8%	8.5%	6.6%	5.9%	6.2%	7.7%	8.1%
団体の職員	4.7%	5.5%	4.1%	4.6%	4.4%	4.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.2%	4.0%
自営業	2.9%	3.0%	3.6%	3.5%	3.8%	4.4%	4.5%	5.8%	5.2%	4.3%	4.8%
役員	1.7%	1.9%	1.9%	2.0%	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%
学生	1.6%	1.0%	0.8%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%
その他	32.0%	29.5%	30.2%	30.6%	26.6%	27.9%	26.0%	21.1%	22.3%	20.3%	20.7%

合格者の男女別構成

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
男	64.0%	68.3%	65.2%	64.3%	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%	64.0%
女	36.0%	31.7%	34.8%	35.7%	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%	36.0%

